

障 第 3 9 1 0 号
令和 7 年 (2025 年) 12 月 3 日

障害児通所支援事業者様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における
支援プログラムの公表及び県への届出について（通知）

本県の障害福祉行政につきましては、日頃から特別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)」の規定に基づき、事業者は、提供する児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、5 領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を策定し、公表することとなりました。

また、「支援プログラム未公表減算」が創設され、支援プログラムの公表方法及び公表内容について県に届出がなされていない場合は、障害児全員について所定単位数の15パーセントの減算が適用されることとなっています。

つきましては、下記により、支援プログラムの公表について、適切に届出ていただくようお願いします。

記

- 1 届出が必要となる障害児通所支援事業所
 - ・児童発達支援センター
 - ・児童発達支援事業所
 - ・放課後等デイサービス事業所
 - ・居宅訪問型児童発達支援事業所
 - ・共生型児童発達支援事業所
 - ・共生型放課後等デイサービス事業所

2 届出期限等

(1) 届出期限 令和8年3月31日（火）【必着】

(2) 届出方法 郵送又は電子メールにてご提出ください。

あて先 佐賀県 障害福祉課 指導担当

郵送の場合：佐賀市城内一丁目1番59号

電子メールの場合：shougaifukushi@pref.saga.lg.jp

(3) 届出書類

- ・【様式】支援プログラムの公表状況に関する届出書
- ・公表している「支援プログラム」

3 支援プログラム未公表減算の適用について

県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、事業所の利用者全員について適用されます。

4 その他

- ・支援プログラム作成後は、必要に応じて内容の見直しをお願いいたします（見直し期間の定めは特にありませんが、運営指導等で見直し状況を確認する場合があります）。
- ・支援プログラムの作成方法等については、国の「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を参照してください。
- ・支援プログラムは、事業所ごとに作成してください。
- ・多機能型事業所は、障害福祉サービスごとに公表を行ってください。

障害福祉課 指導担当

TEL 0952-25-7401 / FAX 0952-25-7302

E-mail : shougaifukushi@pref.saga.lg.jp